

食の安全サポーター情報配信（令和5年6月21日）

食の安全・安心の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。今回は「営業許可業種の見直しに伴う経過措置期間」についてお知らせします。

お知らせ

新たに営業許可が必要となった業種の経過措置期間の終了がせまっています！！

令和3年6月の改正食品衛生法（改正法）の施行に伴い、これまで許可不要で製造販売ができていた業種についても、許可が必要になったものがあります。改正法施行前から営業していた方に関しては、営業許可の取得に3年間の経過措置期間が設けられていますが、その期間も残り1年（令和6年5月末まで）を切りました。

～漬物を製造・販売される皆様～

漬物を製造して販売する場合、営業許可が必要になりました。改正法施行前から漬物を製造販売していた方は、経過措置期間が終了する令和6年5月末までに、漬物製造業の許可の取得手続きが必要です。なお、これから漬物の製造販売を始める場合は経過措置の対象になりませんので、営業を始める前に許可の取得手続きが必要です。製造所を所管する保健所に申請し、許可を取得してください。

※漬物製造業：漬物（梅干し、たくあん漬け、ピクルス等）を製造する営業。漬物と併せて漬物を主原料として調味加工した漬物加工品の製造も含まれます。
（例：高菜漬を使用した高菜漬炒め、味付けザーサイ、味付けメンマ等）



○その他新たに営業許可の対象となった業種

- ・水産製品製造業：あじの開きや明太子などを製造する営業。
- ・液卵製造業：鶏卵から卵殻を取り除いたものを製造する営業。
- ・食品の小分け業：製造された食品（菓子、乳製品、そうざい、食肉製品等）を仕入れて容器包装に小分けする営業。等



○営業規制（営業許可、営業届出）に関する情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/shokuhin/kigu/index_00010.html
（厚生労働省HP）



○食品の営業届出制度について（令和3年6月1日施行）

<https://www.pref.okayama.jp/page/712180.html>
（岡山県生活衛生課HP）



バックナンバーはこちらから <https://www.pref.okayama.jp/page/detail-97596.html>

